

◆特掲診療料の施設基準等に係る届出

R7年10月1日現在

施設基準名称	受けられるサービス等
糖尿病合併症管理料	糖尿病足病変について医師、看護師が指導を行います。
糖尿病透析予防指導管理料	糖尿病について十分な経験を有する医師、看護師、管理栄養士が指導を行います。
がん治療連携指導料	がん治療連携計画策定病院からの紹介を受けて、当該地域連携診療計画に基づき治療を行います。
がん性疼痛緩和指導管理料	研修を修了した医師による、がん性疼痛緩和の診療・指導等を行います。
外来腫瘍化学療法診療料2	化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性について委員会で評価、承認を行い、専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に配置し実施します。
ニコチン依存症管理料	要件を満たす禁煙希望者に、禁煙治療を行います。
検体検査管理加算（Ⅱ）	院内検査を行うにつき十分な体制を整えて実施しています。
薬剤管理指導料	入院患者さんに薬剤師が専門的な薬学的管理を行います。
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	当該検査を行う体制を整えています。
麻酔管理料（Ⅰ）	麻酔科標榜医を配置し、安全管理体制を整えて行います。
コンタクトレンズ検査料1	基準に定める眼科診療の経験（10年以上）を有する医師が診療を行います。
C T 撮影及びMR I 撮影	基準を満たす機器で撮影を行います。 （64列以上CT、1.5テスラMRI）
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、同初期加算	治療・訓練を行う機能訓練室を有しており、専任医師、専従の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による疾患別の専門的なリハビリを行います。
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、同初期加算	
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）、同初期加算	
人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	人工肛門等造設後の合併症予防のため十分な経験を有する医師、看護師が適切な処置を術前に行います。
輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算	臨床検査技師を配置し、輸血管理を行う十分な体制を整備し適正に輸血を行います。
無菌製剤処理料	薬剤師を配置し、無菌製剤処理を行う体制を整備し行います。
夜間休日救急搬送医学管理料の「注3」に規定する救急搬送看護体制加算2	救急患者受入への対応看護師が配置されています。
緑内障手術（流出路再建術（眼内法））	十分な経験を有する眼科医が関係学会から示されている指針に基づき手術を行います。
医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）及び6に掲げる手術の施設基準	当該手術に対応するための体制を整えています。 （実績件数については院内掲示しています。）
医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術（胃瘻造設術）	胃瘻造設術を行っています。年間実績は50件未満です。
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	胃瘻造設前に嚥下造影又は内視鏡嚥下機能検査を実施し、結果に基づき適切に医師が評価します。
看護職員処遇改善評価料34	基準を満たす救急搬送等の実績を有しており、看護職員等の処遇改善に係る計画を作成していることを評価したものです。
外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ	
入院ベースアップ評価料52	